

令和2年
6月1日
施行

愛媛県迷惑行為防止条例の改正

卑わいな行為の禁止の改正(第4条第2項)

住居等の私的空間を含め、人が通常衣服等の全部又は一部を着けないでいる場所において、当該状態にいる者に対する盗撮行為、のぞき見を禁止

通常、人が衣服を脱ぐような

- ① 公衆が利用する便所、浴場、更衣室
 - ② 住居内やホテル等の客室
 - ③ 学校、会社等の便所、浴場、更衣室
- などにおいて、のぞき見や盗撮行為を禁止します！
②、③の場所が追加されます。



不当な客引き等の禁止の改正(第8条第5項、同条第6項)

特に規制する必要がある地域に限り、客引き等を行う目的で相手方となる者を持つ「客待ち行為」を禁止し、違反者に対する「中止命令の規定」を新設

公安委員会の指示等の新設(第13条、第14条、第15条)

客引き等の再発を防止するため、公安委員会による指示、事業の停止の行政処分に関する規定、不利益処分である事業停止に関する聴聞の特例を新設

罰則の改正等

① 罰則の強化

卑わいな行為の禁止のうち撮影行為等(置く又は向ける行為)(第16条)

通常犯

旧:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

新:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

常習犯

旧:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

新:2年以下の懲役又は100万円以下の罰金



② 罰則の新設

事業停止命令違反(第17条)

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

客待ち行為に対する中止命令違反(第21条)

20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

公安委員会の事業停止命令や客待ち行為に対する中止命令に違反した場合は、罰則の対象となります！

※新設の上記罰則は、罰則規定の対象罰則に追加されます。
※罰則規定とは、事業者や従業員等が客引き等を行った場合に、その法人又は人に対しても罰則を科す規定です。



愛媛県警察本部

(生活安全企画課・生活環境課 電話089-934-0110)